

諮問実施機関：熊本県知事

諮問日：令和6年（2024年）5月2日（諮問第233号）

答申日：令和7年（2025年）8月29日（答申情第192号）

事案名：1995年政治決着及び2009年特措法対象者の職歴等が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申

第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、1995年政治決着及び2009年特措法対象者の職歴等が分かる文書について、令和6年（2024年）3月15日に行った不存在による不開示決定（以下「原処分」という。）は、妥当である。

第2 諮問等に至る経過

- 1 令和6年（2024年）3月6日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次の内容に係る行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

1995年政治決着及び2009年特措法対象者の、本人およびばく露時期の同居家族等の職歴の内訳（例えば、漁業関係者xx人、農業関係者yy人）

- 2 令和6年（2024年）3月15日、実施機関は、対象文書の有無を検討し、本件開示請求に該当する行政文書について、作成又は取得していないという理由から条例第11条第2項の規定に基づき、原処分を行い、審査請求人に通知した。
- 3 令和6年（2024年）3月25日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、原処分を取り消し、本件対象文書を開示することを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和6年（2024年）5月2日、実施機関は、本件審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「当審議会」という。）に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

審査請求人の求めに応じて、本件対象文書を開示することを求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人の本件審査請求の理由は、審査請求書等によると、おおむね次のとおりである。

(1) 2009年特措法第36条及び第37条について

ア 2009年特措法の第36条には、指定地域およびその周辺地域の「健康上の不安の解消を図るための事業」が、また、第37条には、「メチル水銀の人体に対する影響に係る研究」を「積極的かつ速やかに行い、その結果を公表する」ことが、実施機関を含めた関係自治体に定められている。

イ 2009年特措法に定められた事業や調査を設計・施行するためには、当該法の対象者が、どのような生活実態（食生活）であったかを詳細に把握し、整理することが基本かつ絶対不可欠である。

(2) 1995年政治決着及び2009年特措法対象者の職歴の内訳について

ア 実施機関は、「水俣病を発症する程度のばく露を受ける程度の魚介類の多食」や「漁業は多食しやすい職業」と繰り返し主張しているが、「水俣病を発症する程度」とは、どんな程度なのか、具体的な量（数値）は示されず、また、漁業従事者でなければその量を超えて「多食」していなかったのか、何の具体的な根拠はない。

イ にもかかわらず、熊本県が認定に際して職歴を問うのであれば、本当にメチル水銀の影響に関係するほど、職歴によって魚介類の「多食」に差があったのか、具体的なデータをもって示すべきである。

ウ 特措法第36条及び第37条に基づく水俣病対策に係る施策を実施するために、1995年政治決着及び2009年特措法対象者の、本人及びばく露時期の同居家族等の職歴の内訳（統計データ）は必要な資料であることから、存在するはずだ。

エ 当該文書を「作成又は取得していない」という実施機関の不開示の理由は全く考えられず、万が一、作成又は取得していないと言うのであれば、それは法に違反した不作為である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書及び説明聴取によると、おおむね次のとおりである。

1 弁明書の要旨

開示請求のあった文書は存在しないため、行政文書の不存在による不開示決定をした。

また、本件対象文書を「作成又は取得していない」ことが、特措法第36条及び第37条の規定に違反している旨の指摘に対して、本条文が「1995年政治決着及び2009年特措法対象者の本人及びばく露時期の同居家族等の職歴の内訳」を不可欠な要件としているとは解釈できないため、「法に違反した不作為」との批判にはあたらない。

2 審議会における説明聴取の要旨

(1) 特措法第36条及び第37条に基づく事業の趣旨について

特措法第5条第1項に基づき定められた特措法の救済措置の方針においては、救済の判定に特措法第36条及び第37条において定められている事業及び調査研究は、必要とされていない。

なお、特措法第36条及び第37条の事業及び調査研究は、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」（平成22年4月16日閣議決定。）の参考資料の3（3）に記載されているように、「関係する地域に居住している方の水俣病に関する不安を解決」するために実施されるものと認識している。

(2) 特措法第36条及び第37条に基づく事業の実施について

ア 特措法第36条（健康増進事業の実施等）については、国が実施する又は実施機関が国の補助を受けて実施する事業であり、これまでに、実施機関が国の補助を受けて実施する事業としては、「地域健康管理事業」「健康不安者フォローアップ健診事業」「健康不安者に対する健診事業」の3つがある。

なお、事業実施時において、実施機関としては、事業実施伺い及び委託に係る委託契約書及び受診希望者の申請データ等の資料を作成している。

イ 特措法第37条（調査研究）については、国が調査研究を実施し、関係県や市町村は、それに協力するとされている。これまで国が実施した調査研究としては、「重金属等の健康影響に関する総合的研究（水俣病に関する総合的研究）」などがあるが、国が実施する調査研究に対する実施機関の協力として、研究データ収集のための被験者の募集等の協力を行った。

なお、国が実施する調査研究に対し実施機関が協力するにあたって、これまで資料の作成は行っていない。

(3) 職歴の把握について

ア 1995年政治決着及び2009年特措法対象者の職歴については、各制度の救済対象者の要件「通常のレベルを超える（又は通常起こり得る程度を超える）メチル水銀のばく露を受けた可能性」に該当するかを判断するために、申請者から、昭和43年12月31日以前の居住歴及び職歴を記載した

「魚介類摂取申立書」の提出を受けており、その記載により把握していた。

イ なお、職歴については、単独で救済対象者の判定の根拠とするものではない。判定にあたっては、まず、対象地域に相当期間（1年以上）居住していたかにより水俣湾周辺水域の魚介類の多食を確認している。相当期間の居住歴がない方の場合でも、多食が推認できる相当な理由があるかを検討する一つの判断材料として、職歴が用いられる場合がある。

（4）対象文書の特定について

ア 本件開示請求の対象文書については、行政文書開示請求書の「行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項」欄において、「1995年政治決着及び2009年特措法対象者本人及びばく露時期の同居家族等の職歴の内訳（例えば、漁業関係者xx人、農業関係者yy人）」という記載から、職歴ごとに集計した統計データに関する文書が開示請求の対象となっていることが確認できた。

イ また、審査請求に伴う口頭意見陳述においても、審査請求人から、「実施機関の業務を遂行するにあたって、職歴に関する統計データがあるはずだ」という趣旨の発言があったため、救済対象者の個々の職歴ではなく、個々の職歴をとりまとめた統計データを請求されているものと判断した。

（5）対象文書の不存在について

ア 救済対象者の個々の職歴については、申請者より居住歴及び職歴について記載し提出いただいた文書「魚介類摂取申立書」（（3）に記載）があるが、これらの記載内容は、認定の適否に関する個別の判断以外に用途がなく、職歴の内訳について集計する必要性がないことから、統計データの作成は行っていない。

イ また、実施機関において、過去の担当者への確認や書庫及び電子データの確認を行い、開示請求の対象となった文書は存在しないことを確認した。

第5 当審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、原処分
の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 原処分の妥当性について

（1）対象文書の特定について

審査請求人が、開示請求書において、「1995年政治決着及び2009年特措法対象者本人及びばく露時期の同居家族等の職歴の内訳（例えば、漁業関係者xx人、農業関係者yy人）」と記載していることや、口頭意見陳述聴取結果記録書において、「実施機関の業務を遂行するにあたって、職歴に関する統計デー

タがあるはずだ」という旨の主張が認められることから、対象となる行政文書は、1995年政治決着及び2009年特措法対象者の職歴ごとの人数を集計した統計データであると解される。

(2) 本件不開示決定の妥当性について

実施機関によると、申請者から個別に「魚介類撰取申立書」を提出してもらっていたものの、職歴は、認定の適否に関する個別の判断以外に用途がなく、職歴の内訳については、集計する必要性がないため統計データを作成しておらず、不存在と判断したとのことであった。

また、実施機関は過去の担当者への確認や書庫及び電子データの確認を行ったうえで開示請求の対象となった文書は存在しないことを確認したとのことであり、それらの説明に照らすと、対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の主張は首肯しうる。

(3) 小括

したがって、本件開示請求に該当する行政文書が不存在であるとして行われた原処分は妥当である。

2 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和6年(2024年) 5月 2日	・諮問(第233号)
令和7年(2025年) 5月23日	・審議
令和7年(2025年) 6月27日	・実施機関からの説明聴取、審議
令和7年(2025年) 7月30日	・審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会 長 大日方 信春
 委 員 伊豆野 和代
 委 員 鹿瀬島 正剛
 委 員 齊藤 信子
 委 員 関 智弘
 委 員 竹本 正盛